

# 新しい政令および税務に関する最新情報

2018年10月 - 第2回



# 内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、新しい政令および税務に関するガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

1.



賃金に関する規定を改正する政令  
Decree 121/2018/ND-CP

2.



投資優遇の実施に対するガイダンス  
Circular 83/2016/TT-BTCを改正する  
Circular 81/2018/TT-BTC

3.



決済仲介サービスに対する外国契約者税

4.



固定資産を売却する輸出加工企業は税  
務当局からインボイスを購入する必要あり

5.



ービス実施のために受取った支援金は10  
%付加価値税の対象

6.



使用目的を変更して輸出製品の原料を再  
使用する場合、輸入関税の還付は受けら  
れない

7.



帰国した外国人労働者への個人所得税  
還付

JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

## 1.賃金に関する規定を改正する政令Decree 121/2018/ND-CP

労働法の給与に関する一部条項への施行細則となる2013年5月14日付け政令Decree 49/2013/ND-CPを改正する2018年9月13日付け政令Decree 121/2018/ND-CP("Decree 121")が発行されました。施行日は2018年11月1日です。

Decree 121では、労働基準量の作成目的を明確にする規定、および、賃金テーブル、賃金表、労働基準量の労働管轄当局への送付手続きを免除される対象に関する規定を追加しています。具体的には、労働基準量の作成原則を、出来高払いの労働者に対する賃金支払いの基礎とすべく労働基準量を作成することとしています。その他、10名未満の労働者を使用する企業に対しては、行政手続き簡素化のために、賃金テーブル、賃金表、労働基準量の労働管轄当局への送付手続きを免除しています。



## 2.投資優遇の実施に対するガイダンスCircular 83/2016/TT-BTCを改正する Circular 81/2018/TT-BTC

投資法、および、投資法の一部条項への施行細則となる2015年11月12日付け政令 Decree 118/2015/ND-CPの規定に基づく投資優遇の実施に対するガイダンスとして発行された2016年6月17日付け財政省 Circular 83/2016/TT-BTCを改正する Circular 81/2018/TT-BTC (“Circular 81”) が財政省から発行されました。このCircular 81の施行日は2018年10月12日です。



Circular 81では、投資優遇の実施に関するガイダンスの規定を補足しています。これによれば、2015年7月1日以前に投資ライセンス、投資証明書、または、法的に同等の価値を持つその他書類の発行を管轄当局から受けた投資プロジェクト、そして、2015年7月1日以前に実施された投資資本が150億VND未満の規模の国内投資プロジェクトは、2014年投資法および関連施行細則の規定に基づく投資優遇を保証される対象に該当します。具体的には、これらのプロジェクトは、新たに発行された法令文書の規定または2015年7月1日以前の法令文書の規定のどちらかより有利な方による法人所得税、輸入関税、非農業地使用税の優遇を受けることができます。

### 3. 決済仲介サービスに対する外国契約者税

決済仲介サービス(電子財布)を介した決済取引に関わる外国契約者税に対するガイダンスとして2018年9月7日付け Official Letter 3428/TCT-CSが税務総局から発行されました。具体的には、(i) 在ベトナム販売者と在ベトナム購入者の間の物品・サービス提供契約に基づく決済仲介サービスの場合と、(ii) 在外国販売者と在ベトナム購入者との間の物品・サービス提供契約に基づく決済仲介サービスの場合の2つの場合に分けたガイダンス内容になっています。

これによれば、取引に関わる関係者の外国契約者税の義務については、以下のようなガイダンスがなされています。



#### 外国の決済仲介サービス業者について

(i) の場合:外国の決済仲介サービス業者への取引処理費は、ベトナムでの外国契約者税の課税対象となります。在ベトナムの販売者は、外国の決済仲介サービス業者への送金に際して、外国契約者税を源泉徴収する必要があります。

(ii) の場合:外国の決済仲介サービス業者へ取引処理費を支払う在外国の販売者は、ベトナムでの外国契約者税の適用対象にはなりません。



#### 在ベトナム購入者と在外国販売者との間の物品・サービス売買契約について

販売者が直接法(源泉徴収方式)による外国契約者税納税者に該当する外国契約者となる場合、在ベトナム購入者は、在ベトナム決済仲介サービスを介して外国側へ購入代金の決済を行う際に、外国契約者に代わって、外国契約者税(もしあれば)を源泉徴収、申告、納税する義務を負います。

税務当局による外国契約者税の徴収に際しては、当局の要請があれば、在ベトナム決済仲介サービス業者(電子財布)が関連資料の提供など税務当局への協力をする義務があることも明記しています。



## 4.固定資産を売却する輸出加工企業は 税務当局からインボイスを購入する必要 あり

輸出加工企業が固定資産を売却した際の付加価値税に関するガイダンスとして2018年8月3日付け Official Letter 54475/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。このガイダンスによれば、輸出加工企業が中古固定資産をベトナム国内市場で売却した場合で、使用目的を国内販売へ変更する手続きを税関当局でして輸入関税、輸入付加価値税を納税している場合、税務当局へ連絡を取って、Circular 39/2014/TT-BTCに基づく物品販売・サービス提供用のインボイス購入手続きをする必要があります。固定資産の売却に際して国内企業へ発行すべきVATインボイスを1部購入することができます。固定資産売却に伴う付加価値税納税額は、固定資産売却のインボイス上に記載されたVAT額から使用目的変更に伴い納付した輸入付加価値税額を差し引いた額になります。



## 5. サービス実施のために受取った支援金は10%付加価値税の対象

保険会社から受取った金額の付加価値税に関するガイドランスとして2018年6月19日付け Official Letter 41662/CT-TTHTが税務当局から発行されました。これによれば、保険代理店となった会社が、修理、保守、販売促進、広告を実施するために当初の支援金、毎年の売上金ボーナス、四半期毎の営業奨励金など支援金を保険会社から受取る場合、保険代理店は、規定に従い、VATインボイスの発行、税率10%での付加価値税の申告・納税を行う必要があります。

一方で、保険会社に対する上述のサービス提供実施の条件が付帯しない当初の支援金、毎年の売上金ボーナス、四半期毎の営業奨励金を受取った場合には、これら支援金は、付加価値税申告・納税の免除対象となります。

商品関連費用および営業関連費用として使用するために保険代理店が受取った毎年のマーケティングおよび営業支援金については、受取った時点で、規定に従い、10%の税率でVATインボイスを発行する必要があります。

## 6.使用目的を変更して輸出製品の原料を再使用する場合、輸入関税の還付は受けられない

輸出製品製造のための輸入原料に対する輸入関税還付に関するガイダンスとして2018年9月11日付け Official Letter 5269/TXNK-CSTが税関総局傘下の輸出入関税局から発行されました。これは、品質基準を満たさなかった輸出製品を、修理のために再輸入したけれども修理ができずに使用目的の変更手続きをして輸入関税を納付した場合で、その後、この製品から分離した一部原料を再使用して輸出製品へ組み込んだ場合についてのガイダンスとなっています。この場合に再使用した原料は、輸出入関税法および Decree 134/2016/ND-CPIに基づく還付を受ける場合には該当しません。

## 7.帰国した外国人労働者への個人所得税還付

帰国した外国人労働者に対する個人所得税の過納額還付に関するガイダンスとして2018年7月20日付け Official Letter 2848/TCT-TNCNが税務総局から発行されました。これによれば、外国人専門家がベトナム赴任を終えて帰国後に、個人所得税の過納額が発生し、税務当局から直接還付を得る必要がある場合、別の組織に対して、確定申告、還付および当該組織の口座への還付額受領を委任することができます。この場合、当該組織への委任状は、外国人労働者が作成し、ベトナムで使用するために当該国のベトナム領事館による認証手続きを受ける必要があります。

同時に、還付手続きの過程において、委任を受けた組織は、管轄税務当局に対して、受領した個人所得税還付額を外国人労働者へ支払う旨の誓約書を提出する義務があります。委任を受けた組織は、還付額の受領後、上記委任状に基づいて外国人労働者へ全額送金する責任があります。

# Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは  
下記サイトへアクセス下さい。

[Tax Hub](#)

## Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam  
T + 84 24 3850 1686  
F + 84 24 3850 1688

### Hoang Khoi

Tax Partner  
National Head of Tax  
D +84 24 3850 1618  
E [khoi.hoang@vn.gt.com](mailto:khoi.hoang@vn.gt.com)

### Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 24 3850 1620  
E [du.nguyen@vn.gt.com](mailto:du.nguyen@vn.gt.com)

### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 24 3850 1680  
E [kaoru.okata@vn.gt.com](mailto:kaoru.okata@vn.gt.com)

### 満重 弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk  
D +84 24 3850 1689  
E [hiroshi.mitsushige@vn.gt.com](mailto:hiroshi.mitsushige@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam  
T + 84 28 3910 9100  
F + 84 28 3910 9101

### Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 28 3910 9231  
E [hungdu.nguyen@vn.gt.com](mailto:hungdu.nguyen@vn.gt.com)

### Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 28 3910 9235  
E [valerie.teo@vn.gt.com](mailto:valerie.teo@vn.gt.com)

### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 28 3910 9233  
E [mongvan.tran@vn.gt.com](mailto:mongvan.tran@vn.gt.com)

### 唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk  
D +84 28 3910 9135  
E [masato.karoji@vn.gt.com](mailto:masato.karoji@vn.gt.com)

### Nguyen Thu Phuong

Tax Director  
D +84 28 3910 9237  
E [thuphuong.nguyen@vn.gt.com](mailto:thuphuong.nguyen@vn.gt.com)

